

2. 理事及び理事長選挙執行規程

三 菱 製 紙 健 康 保 険 組 合

理事及び理事長選挙執行規程目次

第 1 条（総 則）	3 頁
第 2 条（理事の選挙日）	3 頁
第 3 条（選挙の公示又は周知）	3 頁
第 4 条（選 挙 長）	3 頁
第 5 条（投票）	3 頁
第 6 条（投票用紙の様式）	3 頁
第 7 条（郵便による投票）	3 頁
第 8 条（投票の点検）	3 頁
第 9 条（投票の効力の決定）	3 頁
第 10 条（無効投票）	3 頁
第 11 条（同点者の当選）	4 頁
第 12 条（当選の告知）	4 頁
第 13 条（再 選 挙）	4 頁
第 14 条（繰上補充）	4 頁
第 15 条（補欠選挙及び増員選挙）	4 頁
第 16 条（投票用紙の記載事項）	4 頁
第 17 条（選挙録の作成及び関係書類の保存）	4 頁
第 18 条（理事長の選挙）	4 頁
第 19 条（他の規程の準用）	4 頁
附 則	4 頁

第1条（総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）理事及び理事長の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条（理事の選挙日）

理事の選挙は、組合会議員の総選挙によって、当選人が確定後直ちに行うものとする。
ただし、特別な事情がある場合には、その日以後7日以内に行うことができる。

第3条（選挙の公示又は周知）

理事長は、選挙の期日前に、投票及び開票の日時、投票所、選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公示し、選定又は選挙された議員が、その旨を確認することができるようにしなければならない。

第4条（選 挙 長）

選挙長は、理事長をもって充てる。

2. 理事長に故障があるときは、規約第35条又は第38条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。
3. 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から本人の承諾を得て、それぞれ1人以上の選挙立会人を指名しなければならない。

第5条（投票）

投票用紙（別記第1号様式）は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

2. 選定議員は、選定議員の中から選定理事を選出し、互選議員は、互選議員の中から互選理事を選出する。
3. 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人3名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
4. 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
5. 投票用紙の様式は別に定める。
6. 理事の投票は、互選、選定別に行うものとする。

第6条（投票用紙の様式）

前条の投票用紙は、別記第1号様式により調整するものとする。

第7条（郵便による投票）

投票所から遠隔の地、又は交通不便の地に勤務、或は療養する選挙人、又やむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人（3人）の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名のうえ、投票用紙在中の旨明記して開票する時刻までに選挙長に到達するよう送付しなければならない。

2. 前項の投票用封筒は別記第2号様式により調整するものとする。

第8条（投票の点検）

選挙長は選挙立会人とともに、投票が終ったときは投票数と選挙人の数と比較し、投票を点検しなければならない。

第9条（投票の効力の決定）

投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第10条の規定に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効としなければならない。

第10条（無効投票）

次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 補欠選挙又は増員選挙並びに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の

氏名を記載したもの。

(3) 互選人でない者の氏名を記載したもの。

(4) 1 投票中に 3 名以上の被選挙人の氏名を記載したもの。

(5) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。

(6) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りではない。

(7) 開票時刻以後における投票又は郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻に遅れて到達したもの。

(8) 被選挙人の氏名を自書しないもの。

第 1 1 条（同点者の当選）

規約第 2 5 条により当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙長が抽せんで定める。

第 1 2 条（当選の告知）

当選人が決ったときは、選挙長は直ちに当選人にその旨を告知しなければならない。

2. 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から 5 日以内に、その旨を選挙長に申し出なければならない。

第 1 3 条（再 選 挙）

選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、その不足の員数について理事長は選挙期日を定めて再選挙を行わなければならない。

第 1 4 条（繰上補充）

当選人が当選を辞したとき、選挙期日後において被選挙権がなくなったとき、又死亡者であつたときは、得票者で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

第 1 5 条（補欠選挙及び増員選挙）

理事の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて補欠選挙を行わなければならない。

2. 理事定数の増員の場合においては、理事長は選挙の期日を定めて増員選挙を行わなければならない。

第 1 6 条（投票用紙の記載事項）

前条の規定による選挙を行うとき、1 投票中に記載する被選挙人の数は、第 5 条、第 7 条の規定にかかわらず、その選挙において選出すべき理事と同数とする。

第 1 7 条（選挙録の作成及び関係書類の保存）

選挙長は、別記第 3 号様式により選挙録を作成し、選挙に関するてん末を記載し選挙立会人とともに署名しなければならない。

2. 前項の選挙録、その他の関係書類は、当該選挙にかかる理事の任期間保存しなければならない。

第 1 8 条（理事長の選挙）

理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。

2. 前項の選挙長は、選定議員より互選された理事の中から理事が選出する。

3. 第 3 条から前条までの規定は、第 4 条の規定を除いて理事長の選挙の場合にこれを準用する。

第 1 9 条（他の規程の準用）

理事及び理事長の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、三菱製紙健康保険組合組合会議員選挙執行規程を準用する。

附 則

・この規程は、昭和 3 7 年 4 月 1 日から施行する。

・第 5 条 3、第 7 条、および、第 1 0 条(4)中の”4 名”を”3 名”に改め、また、別記第 1 号様式を改訂し、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

理事 ・ 理事長 選挙 投票	三菱製紙健康保険組合	
	組合印	

候補者氏名		

別記第 2 号様式（郵便投票用封筒様式）

	郵便投票 組合印 <table border="1"><tr><td>選 挙 人 氏 名</td></tr><tr><td></td></tr></table>	選 挙 人 氏 名		
選 挙 人 氏 名				

別記第3号様式（選挙録様式）

平成 年 月 日 執行

三菱製紙健康保険組合 選定 理事（理事長）選挙選挙録
互選

1. 選挙会場			
2. 選挙立会人			
3. 選挙会開閉 時刻	開 始 時 刻		
	閉 鎖 時 刻		
4. 投票の状況	有 効 票	無 効 票	合 計
5. 無効投票の理由			
6. 得票者の 氏名	氏 名	所属事業所	得 票 数
7. 当選又は再 選挙の決定	氏 名		氏 名
	再選挙の理由		

平成 年 月 日 調整

この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙長 （氏名） 印

選挙立会人 ” ”

” ”

三菱製紙健康保険組合理事長殿

記載事項を確認のうえ、本選挙録を調整致しました。

選挙長 印

平成 年 月 日